

# 四国中央市地域づくり協議会要綱

平成 26 年 6 月 3 日

告示第 104 号

## (設置)

第 1 条 土居町及び新宮町における市の施策等に関し、当該地域の住民の意見を反映させるため、地域づくり協議会（以下「協議会」という）を置く。

## (協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 当該地域の特性に応じた市の施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## (協議会の名称等)

第 3 条 協議会の名称及びその所管区域は、次のとおりとする。

名称	所管区域
土居町地域づくり協議会	土居町中村 土居町小林 土居町藤原 土居町津根 土居町野田 土居町土居 土居町入野 土居町浦山 土居町畑野 土居町上野 土居町北野 土居町天満 土居町蕪崎
新宮町地域づくり協議会	新宮町馬立 新宮町上山 新宮町新宮 新宮町新瀬川

## (組織)

第 4 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、それぞれ 15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、それぞれ市長が委嘱する。

- (1) 当該地域で活動する各種団体等の代表者
- (2) 当該地域に住所を有する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

## (任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第 6 条 協議会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、それぞれ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴

き、又は資料の提出を求めることができる。

4 会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域政策担当課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。